財団法人交流協会と亜東関係協会との

重症急性呼吸器症候群(SARS)等共同研究に関する覚書

財団法人交流協会(以下「交流協会」という)と亜東関係協会は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」(以下、「取決め」という。)の第3項(1)、(3)及び(5)に関連し、次の事項が実施されることについて必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

- 1 交流協会と亜東関係協会は、「SARS及び大規模かつ重 篤な新興・再興感染症に関する日台共同研究」を行うこととし、 日本側は国立感染症研究所、台湾側は行政院衛生署疾病管制局 に対し、協力を要請する。
- 2. 交流協会と亜東関係協会は、「共同研究」プログラムの策 定、評価等の調整が必要な場合には、調整会議を開催すること ができる。

本覚書は、ひとしく正文である日本語及び中国語により作成 し、2003年11月12日に東京において署名した。

財団法人交流協会会長

服部禮次於

亜東関係協会会長

